建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日

を定める政令

内閣は、 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令 和

六年法律第四十九号) 附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、

令和七年十二月十二日とする。

める必要があるからである。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定